

## 利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町障がい者プラン		
意見等募集期間	令和3年1月7日(木)から令和3年2月5日(金)まで		
意見等提出者数及び整理番号	2名 (NO. 1-1 から 1-5, NO.2-1 から 2-44 )		
意見等提出件数	49 件 (内公表なし:1件)		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方 ※当該計画書(案)と無関係な意見は公表していません			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見等に対する実施機関の考え方</li> <li>・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由</li> </ul>
1-1	P48 基本目標 6 「安全な生活環境づくり」	残されている課題の中に文化センターのステージへの昇降設備が入っていない。是非入れて対応していただきたい。	今回策定する計画の中に明記することはできませんが,貴重なご意見として担当課と共有します。
1-2	P53 保健・医療の推進 現状と課題	P53 -現状と課題-の文章中4段落目の「依存症」について,説明をつけ加えてはどうか。	文章中の表現はこのままとしますが,用語解説に依存症について追記します。
1-3	P55 保健・医療の推進	P55 施策3 医療リハビリテーション体制の充実項目に精神障がい(発達障がい等)のリハビリテーション体制を入れるべき。	当該項目では,精神障がい,発達障がいも含めた医療リハビリテーションについて記載しております。

1-4	P58 障がいのある子供の育成施策1	<p>表中の項目④内容文章の1行目の最後、家庭の果たす・・・の前に専門家と入れる。また、2行目の最後 相談・・・の前に専門家によるを入れる。  (理由)早期療育などに関する保護者への啓発は、専門家が積極的に係ることが重要である。</p>	<p>当該項目は、外部の専門家につなぐための町の役割として啓発等を行う旨を記載しておりますので、表現はこのままとします。</p>
1-5	障がい者プランのパブリックコメントする立場として感じたこと	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本プランは全体的にストーリーがわかり、用語の解説もあり良かった。(但し、用語解説にあるものが、文章で*印等で表示されれば更に良いと思います。)</li> <li>2. 障がいのある当事者が容易にパブリックコメント出来るような仕組みづくりが必要だと感じました。(計画策定への当事者参加の重要性)</li> <li>3. 合理的配慮については、高齢者も含み町内のあらゆる場で当事者が活躍できるよう推進することを期待します。</li> </ol>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後も引き続き障害福祉の充実と推進に努めます。</p>
2-1	14 ページ 重点項目1 本文2行目	<p>「地域生活支援拠点」の用語について説明が必要。「『地域生活支援拠点』の整備」のあとに、(64 ページの表の⑤を参照)というようなことを入れると、読む側としてはありがたい。  「用語解説」に載っている用語については、その用語が出てきたところに*印をつけておくと、読む側の利便性があります。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。*印はつけませんが、地域生活支援拠点の用語解説を追加します。</p>
2-2	28 ページ (2)管内の障がい者の就職状況	<p>表をみると、就職できた人の数は確かに増えていますが、求職者に対する就職できた人の割合は、むしろ落ちていきます。こうしたことは問題とならないのでしょうか。求職数に対して、求人数が少ないということもあるかもしれません。</p>	<p>当該箇所は実態のデータを示しているものですが、ご指摘のとおり、町としましても認識していることから、就労支援を計画主要課題と設定しております。</p>

2-3	44 ページ 「残されている課題」	「児」という用語が出ています。多分「こ」と読むのだらうと思います。日常生活の中では、「児」という使い方はしないように思います。	児(じ)と読みますが、ご指摘のとおり、一般に馴染みのない字句ではあるため、児童と改めます。
2-4	44 ページ 「計画期間中の取り組み」	一番下の「支給量」について、イメージしにくいと思います。「支給」の内容についての説明がないと、「支給量」の意味が理解できないと思います。	「支給量」は支給する量のことです。法令用語です。支給の内容や量は個人により様々ですので、このままとします。
2-5	45 ページ 「計画期間中の取り組み」	①一番下の「優先調達制度」について、できれば説明してほしいと思います。 ②「LAN」といってもわからない人もいます。市内 LAN について、ご説明願います。	優先調達について、用語集に追記します。 市内LANについては、本文を市内LAN（市内連絡ネットワーク）と改めます。
2-6	46 ページ 「計画期間中の取り組み」	下から4行目、「また、高齢期を迎える障がい者本人に適切なサービスを提供」とあります。この「適切なサービス」の内容が気になります。詳細が何ページを見ればわかるか、ぜひ明記して下さい。	適切なサービスは人それぞれ異なり、当該箇所は町が提供する全ての福祉サービスを趣旨としているため、具体的な参照ページはありません。
2-7	46 ページ 「残されている課題」	3行目の「国・県・近隣市町村等の動向」の「等」には、どのようなものが想定されますか。教えてください。	全国の自治体及び、民間事業なども含めた社会全体の動向を想定しています。
2-8	47 ページ 「計画期間中の取り組み」	ここでいう小中学校での「地域との交流」はどのように行われていますか。	利根町社会福祉協議会開催の障害者ミニ運動会に参加しています。また、障害のある方も参加する町のイベントに共に参加するなどの交流が行われています。
2-9	47 ページ 「計画期間中の取り組み」 4番目の・	「虐待防止センターを福祉課に設置」とありますが、これは障がい者に対する虐待に特化したものですか。それとも児童、高齢者などに対するさまざまな虐待に対応するものですか。	本計画となりますのは、障害福祉に関する計画で、障害者(児)の対応について記載しています。

2-10	47 ページ 「計画期間中の取り組み」 5番目の・	<p>成年後見制度について、制度の具体的な内容、「町長申立できる体制」と言われても、どういうことなのかわからない。</p> <p>「用語解説」にある「成年後見制度の解説は家庭裁判所が後見人を選任する場合(法廷後見)だけしか言っていないように思えます。成年後見制度には、あらかじめ本人が信頼できる人(または法人)を選定しておく任意のものがある、というように理解していますが、私の理解は間違っていますか。</p>	<p>成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申立できるものです。また、ご指摘のとおり、成年後見制度には大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。なお、どちらも家庭裁判所による後見人の選任が必要です。</p>
2-11	47 ページ 「残されている課題」 最後の・	<p>読書バリアフリー法の制定について、記述されていますが、その法律についての説明がほしいです。また、図書館の機能の点について課題として残ると思います。</p>	<p>P5に記載しています。</p>
2-12	48 ページ 「計画期間中の取り組み」 1番目の・	<p>「本町にはバリアフリー法に基づく特定道路の指定路線がない」ということですが、指定がないと交通バリアフリーについて、何もできないということでしょうか。</p>	<p>何もできないわけではなく、バリアフリー法の理念に基づいた関連事業を引き続き実施していきます。</p>
2-13	48 ページ 「計画期間中の取り組み」 5番目の・	<p>自立支援協議会の構成メンバーについてですが、「利根町地域自立支援協議会設置要綱」をみると、第3号の(5)に「障害者関係団体に属する者」とあります。「関係団体」とは具体的にどういう団体なのでしょう。</p>	<p>現時点では、家族会や支援団体、ボランティア団体の方が参加されておりますが、当事者団体についても想定しています。</p>
2-14	48 ページ 「残されている課題」 5番目の・	<p>広報やツール等を活用とありますが、このときの「ツール等」というのは何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>SNSやホームページです。</p>

2-15	49 ページ 「計画期間中の取り組み」 1 番下の・	「磁気ループ(ヒアリングループ)」について、どういう仕組みなのか、説明してください。また、福祉課と保険年金課以外への設置の予定はないのでしょうか。	難聴者の聞こえを支援するものでループアンテナ内で誘導磁界を発生させ音声磁場をつくるものです。 また、現時点では、1階フロアに1台ずつの設置で充足している状況です。さらにニーズが高まった際には追加の設置も検討していきます。
2-16	49 ページ 「残されている課題」 2 番目の・	「意思疎通事業」はニーズに対応し、茨城県以外にも容易に派遣可能になるよう・・・とあります。76 ページを見ると、「茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ」から人(手話通訳や要約筆記者)を派遣するのは、「コミュニケーション事業」です。「意思疎通事業」というと、「情報・意思疎通支援用具の給付」なのかとってしまうのですが、48 ページ「残されている課題」の2番目の・に書かれている「意思疎通支援事業」というのは、76 ページの「施策2 意思疎通支援の充実」であげられている全体のことを言っているのでしょうか。	既存のコミュニケーション事業が近年意思疎通支援に移行しております。 誌面構成について、貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
2-17	53 ページ 「現状と課題」 上から10行目	「依存症への支援」とありますが、このときの「依存症」は、依存症全般ということでしょうか。下の「課題の解消に向けて」の中でも、□(四角)の3番目に「依存症に関する周知啓発」とありますので、町としてどのような依存症をターゲットにして周知啓発していくのか、具体的にご説明ください。	依存症については、現時点で特定のものに限定しませんが、用語解説に追記します。また、上記の理由により啓発ごとのターゲット層は明記しません。

2-18	54 ページ 「施策1 障がい発生予防に向けた健康管理の推進」の表①母子保健の充実	1行目から「安全な分娩と健康な児の出生に努めます。」とあります。「安全な分娩」に努めることはわかります。ただ、「健康な児の出生に努めます。」という表現には、やや疑問を感じます。すべての「児」が健康で生まれてくるわけではありません。障がい生まれながらにある子もいます。このプランは「障がい者プラン」です。障がい者を生み出さないためのプランではなく、障がい者が生きやすくするためのプランであるべきです。その前提として、障がい者を生み出さないために「健康な児の出生に努めます。」との表現は、間違ったメッセージになる可能性があります。	当該箇所については、検診等の充実によって児の健やかな出生を支援するという趣旨を記載したもので、障害のある児の出産を否定するものではありません。
2-19	55 ページ上の表④	先に自立支援協議会「防災部」があることがわかりました。そしてここでは「相談支援部」があることもわかりました。自立支援協議会の部会は上記の2つだけですか。	自立支援協議会（親会議）という協議会に2つの専門部会（子会議）として相談支援部会と防災部会を設置しております。
2-20	55 ページ 施策3 医療リハビリテーション体制の充実の表の⑤	交通事故などで、高次脳機能障がいになる人が決して少なくないことを知りました。内容の欄に「支援拠点機関と連携を図り・・・」とありますが、支援拠点機関というのは、具体的にどういう所ですか。	具体的には、茨城県高次脳機能障害支援センターを想定しています。
2-21	56 ページ 施策4 難病患者に対する支援	用語解説に難病があることの印をつけるなどして、示してください。また、難病の解説ですが「随時追加され、令和元年7月から333種類が対象疾病として指定されている。」とありますが、333種類というのは、令和元年に追加された数ですか。それとも令和元年7月から全体で333種類の対象疾病となったのでしょうか。	随時追加され、令和元年7月からは全体で333種類が対象疾病となっています。

2-22	59 ページ 施策2 障がい児の福祉サービスの充実の表①	児童福祉法の用語として「障害児」を使っていることを示しておいた方がよいと思います。	P2に記載のとおり、法令で定められている固有名詞等については、計画内でもそのままの字句で記載しております。
2-23	60 ページ 「現状と課題」3段落目 「一般町民調査結果」	「一般町民の調査結果」というのは、2段落目の「アンケート調査」のことですか。それとも昨年実施された「アンケート調査」以外の「一般町民の調査」というのがあるのでしょうか。	詳細はP10に記載しておりますが、本計画策定に際して実施した、障害者手帳を所持していない方、福祉サービスの利用のない方を対象としたアンケート調査のことを指しています。
2-24	60 ページ 「課題の理解に向けて」 2つ目の□(四角)	2つ目の□(四角)にあるように、役場職員はもちろんのこと、全町にわたって合理的配慮など、わかりやすく周知啓発をお願いします。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も引き続き障害福祉の充実と推進に努めます。
2-25	61 ページ 施策1 障がい者の一般就労支援の表の②	「障がい者の就労意欲の促進」とありますが、それとともに就労の意欲のある人の希望を裏切らない確固たる施策の推進をお願いします。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も引き続き障害福祉の充実と推進に努めます。
2-26	61 ページ 施策2 障がい者雇用の促進の表 ②障がい者雇用支援制度の活用促進	内容をみてジョブコーチ派遣、トライアル雇用の事業は有効であると思いました。両事業の実績についてわかるように、参照ページを示しておいていただくとありがたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。ジョブコーチ等は茨城県障害者職業センターで実施している、県の事業であるため、本計画に詳細の記載はしませんが、事業の周知について今後も努めていきます。
2-27	62 ページ 上部の表⑤	「役場職員の採用にあたっては法定雇用率を遵守」とありますが、もし利根町が福祉の町をめざすのなら、法定雇用率以上に障がい者を雇用するということもあり得ると思います。	貴重なご意見ありがとうございます。担当課と共有します。

2-28	63 ページ 「現状と課題」4 段落目	「国の指針」について、「指針(6ページ参照)」とした方がよいと思います。	P6の指針とは異なるためこのままとします。
2-29	63 ページ 「課題の解消に向けて」	2番目の□(四角)、「利用者に届くわかりやすい情報提供体制」とあります。このプラン自体が情報提供の手段の1つです。国や県の動きを踏まえ、プランの中でどのようなことを構想しているのか、そしてその施策(構想)によって、どのような利点が生まれるのか、わかりやすく町民に伝えるものであってほしいと願っています。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も引き続き障害福祉の充実と推進に努めます。
2-30	64 ページ 表の③自立支援協議会の推進	「協議会の推進」よりも「協議会の充実」の方がいいと思います。内容の中で、「相談支援専門員の資質向上のための部会」ができました。どこかで「協議会」の全容について、記述した方がいいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。表現としては、このままとします。
2-31	64 ページ 表の④	「日中一時支援の一部延長を一定期間実施します。」とありますが、なぜ一定期間なのか、また、そうであればいつの一定期間なのかわかりません。	貴重なご意見ありがとうございます。延長措置は具体的には学校等の夏季休暇時期や保護者の急な入院などを想定しており、社会資源の公平な提供のために一定期間としています。
2-32	64 ページ 表の⑤	「地域生活拠点等の整備に求められている機能」のうち、3つについてはすでに「設置ができています。」とのことですが、具体的にどのような形でどこに設置されているのでしょうか。	②については民間事業者と協定を結ぶことで体制の整備を行っております。⑤につきましては、P46に関連した内容を記載しています。

2-33	65 ページ 表の②の内容	「町独自の任意事業」とありますが、「任意」という言葉から「やってもやらなくてもどっちでもいい」ということを想起させてしまうように思います。法令等の用語の使い方なのでしょうか。「町の単独事業」の方がわかりやすいと思います。	表現につきましては、法令で定められた用語であるためこのままとします。
2-34		【公表なし】	
2-35	67 ページ 表の⑤の内容	「事業所」とありますが、障がい者施設などの事業所ですか。それとも障がい者が就労する事業所も含めた広い意味ですか。	福祉サービスの提供を行う広義の事業所を趣旨としています。
2-36	68 ページ 現状と課題	「平成 28 年度より自立支援協議会を障害者差別解消支援地域協議会として位置づけ」ということですが、どのような形で位置づけられたのですか。	自立支援協議会は障がい福祉分野において様々な役割を担う協議会であるため、要綱上に掌握事務の具体的な名称は記載しておりません。障害者差別解消支援地域協議会が実施すべき内容が、利根町地域自立支援協議会設置要綱の第2条の掌握事務に該当することから、委員の合意を得て役割を担うこととなりました。
2-37	71 ページ 表の①の内容	「町の虐待防止相談窓口等」とありますが、47 ページの4番目の・に「虐待防止センターを福祉課に設置」とあります。「センター」なのか、それとも「相談窓口」に過ぎないのですか。	虐待の相談窓口です。 正式には法令上の用語である障害者虐待防止センターが正しいですが、当該箇所においてはセンターとすると箱物のイメージがついてしまうため、窓口という表現を用いております。

2-38	72 ページ 「課題の解消に向けて」	1番目の□(四角)に、「生活空間のバリアフリー」とありますが、「空間」のバリアとは、どういうものを想定していますか。「日常生活」のバリアフリーでいいように思います。	「日常生活」のバリアフリーでは広すぎてあいまいです。ここは生活している物理的な環境(=生活空間)のバリアフリーを指しているのです、このままとします。
2-39	73 ページ 施策1「交通・移動・住環境の充実」の表の①の内容	最後にある「福祉有償運送の充実に努めます。」ですが、現在、利根町で実施されている「福祉有償運送」というのはどんなものですか。	具体的には社会福祉協議会で実施しているボランティアによる非営利の送迎サービス(まごころサービス)を指しています。
2-40	81 ページ サービス等の体系に関して	令和2年 11 月現在の今、第5期の進捗状況と評価を加えるべきだと思います。	P81は現時点の障害福祉サービスの提供体制について記載した箇所となっております。第5期中の障害福祉サービス等の実績等についてはP89～記載しております。
2-41	82 ページ 第2章「成果目標」	国の指針(考え方)について、「6ページを参照」というのを加えておくべきだと思います。	この国の指針は同ページに記載していますので、このままとします。
2-42	84 ページ 3. の町の考え方	2番目の○について、残る3つの機能を1年に1つずつ達成するようにはどうでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。残る機能の設置は関連機関と協議を重ねながら、整備を進めていきます。
2-43	105 ページ サービスの確保に向けて ○の3つめ	「手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しい」のは確かにそうです。ICT機器の活用による代替案はないでしょうか。	今のところ、代替案はありません。聴覚に障がいのある方が来庁された際には、限られた資源を用いて各職員がその時々で最善の方法を勘案し、工夫して対応しております。
2-44	109 ページ 表の3つめの内容	「市民後見人の活用」に言及されていますが、市民後見人の育成を目指した事業を町が主体として示していければと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とします。